

茂原市営繕工事週休2日促進工事試行要領（令和7年4月版）

（目的）

第1条 この要領は、茂原市の発注する営繕工事における週休2日の取組において、労務費の補正等の試行を行うために必要な事項を定め、もって週休2日を促進することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 週休2日促進工事とは、営繕工事において労務費の補正等の試行を行う週休2日の取組を行う工事をいう。

2 週休2日とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。

3 対象期間とは、工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。ただし、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）及びこれらに類する期間は含まないものとする。

4 現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、1日を通して現場作業を行っていない状態をいう。

5 現場休息とは、分離発注工事の場合に、各発注工事単位で現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。

6 4週8休以上とは、対象期間内の現場閉所（現場休息）の日数の割合（以下「現場閉所（現場休息）率」という。）が、28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、現場休息率の算出において、現場休息の日数には現場閉所の日数を含むものとする。降雨、降雪等による予定外の閉所日についても、現場閉所の日数に含めるものとする。

（対象工事）

第3条 対象工事は、営繕工事のうち、現場施工期間等を勘案して発注者が指定する工事とする。

2 週休2日促進工事の対象とする場合は、次に掲げる契約方式ごとに、それぞれ次に掲げる書面（以下「現場説明書等」という。）への記載（電磁的記録を含む。）により行うものとする。

- （1） 一般競争入札の場合：入札公告及び現場説明書
- （2） 指名競争入札の場合：指名通知書及び現場説明書
- （3） 随意契約の場合：現場説明書

3 上記の記載は、別記1の記載例を参考にするものとする。

（発注方式）

第4条 発注方式は、発注者が週休2日に取り組むことを指定する発注者指定方式とする。

（積算方法）

第5条 積算方法は、「千葉県営繕工事週休2日促進工事实施要領」を準用するものとする。

2 現場閉所（現場休息）の達成状況を確認し、4週8休に満たない場合、補正分を減額変更するものとする。

（現場閉所（現場休息）の確認方法）

第6条 工事着手前の確認方法等は、以下のとおりとする。

- （1） 監督職員は、現場閉所（現場休息）の予定日を記載した「実施工程表」等を受注者より

受領し、週休2日が確保されていることを確認するものとする。

(2) 対象期間は、工事着手日及び必要に応じて工場製作のみを実施した期間などの対象外とする期間を受注者と協議により決定するものとする。

(3) 分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響がでないよう現場休息の予定日を調整したうえで「実施工程表」を作成するものとする。

2 工事着手後の確認方法等は、以下のとおりとする。

(1) 監督職員は、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度現場閉所（現場休息）の予定日を記載した「実施工程表」等を受注者より受領し、現場閉所（現場休息）の状況を確認する。なお、「実施工程表」の修正に当たっては、受注者間で調整を行うものとする。

(2) 監督職員は、受注者が作成する現場閉所（現場休息）の日が記載された「実施工程表」等により、定期的に対象期間内の現場閉所（現場休息）の日数を確認するものとする。

(3) 受注者は、監督職員による現場閉所（現場休息）の状況確認のため「実施工程表」等に現場閉所（現場休息）の日を記載し、監督職員に提出するものとする。

(4) 受注者は、対象期間終了後速やかに、監督職員による現場閉所（現場休息）の状況確認のため「実施工程表」等に現場閉所（現場休息）の日を記載し、監督職員に提出する。ただし、工事完成日が工期期限に近く、契約変更等の手続き期間を十分に確保できない場合には、発注者受注者協議により現場閉所（現場休息）の状況確認する日を決定するものとし、それ以降は、現場閉所（現場休息）の日を協議により決定し、これに基づき4週8休に満たない場合は、契約変更を行うものとする。

3 その他留意事項について、以下のとおりとする。

(1) 現場閉所（現場休息）の状況確認に当たっては、新たな書類作成等により事務負担が増大しないよう留意し、既存の書類の活用に努めるものとする。

(2) 監督職員は、現場閉所（現場休息）の前日などに、現場閉所（現場休息）の日に作業が発生するような指示等は行わないように配慮するものとする。

(3) 監督職員は、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間（分離で発注した工事を含む。）の調整を適切に実施するものとする。

(4) 工事一時中止を行う場合など対象外とする期間を変更する必要がある場合は、その都度、監督職員は受注者と協議するものとする。

(5) 監督職員は、統括安全衛生責任者を選任している場合で、その者が職務を行うことができないときは、労働安全衛生法等の規定に基づき、代理者を選任しなければならないことから、「実施工程表」等を受注者から受領した際に、統括安全衛生責任者を選任している受注者が、現場休息の日となる場合の体制について必要な調整を行うものとする。

(6) 週休2日促進工事の受注者は、対象期間中、週休2日促進工事を実施している旨を工事掲示板等公衆が見やすい場所に明示するものとする（別記2）。

(7) 新営工事においては、「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」、「建築工事適正工期算定プログラム」（（一社）日本建設業連合会）、過去の同種工事の実績及び実施設計委託時に作成した工程表を参考として適正な工期を確保するものとする。改修工事においては、過去の同種工事の実績を基に、実施設計委託時に作成した工程表を参考として適正な工期を確保するものとする。

(8) 発注者は、週休2日を達成できなかったことによる工事成績評定点の減点はしないものとする。

(その他)

第7条 この要領に定めのない事項については、発注者受注者協議により定めるものとする。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

別記 1

【入札公告、指名通知書、現場説明書における記載例】

本工事は、茂原市営繕工事週休2日促進工事試行要領（令和7年4月版）に基づき、発注者が週休2日に取り組むことを指定する週休2日促進工事（発注者指定方式）である。

別記 2

週休 2 日促進工事を実施している旨の明示例

【工事掲示板】

週休 2 日促進工事

この工事は、建設現場の働き方改革を推進するため、週休 2 日に取り組んでいます。

工事関係者や公衆が見てわかりやすい週休 2 日の計画表などを貼り付け（A 3 サイズ相当）

施工体系図

```
graph LR; A(〇〇工業) --- B(□□工務店); A --- C(△建設); C --- D(◇興業)
```

建設業の許可票

建退共